

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から同年10月までの期間及び46年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から42年10月まで  
② 昭和46年4月から49年3月まで  
③ 昭和53年4月から54年5月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所へ照会したところ、各申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

亡くなった養母が私の国民年金加入手続と保険料納付をしてくれたので未納はないはずであり、昭和53年4月に国民年金の資格喪失の手続をした覚えもない。また、会社に就職した54年6月以降に、納付時期、納付方法及び納付金額を覚えていないが、自分自身でA市役所B地区事務所(現在は、A市C区役所D出張所)に行き、まとまった保険料を納付し、その際に市役所職員から未納はないと聞いた覚えがある。申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年2月6日を資格取得日として、43年5月ごろ払い出されたことが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間①直後の昭和42年11月から43年3月までの保険料が過年度納付されていることが推認できる昭和42年度において、年度途中の保険料未納があるにもかかわらず、管轄社会保険事務所には、特殊台帳が存在しないなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった形跡が見られる上、i)社会保険事務所の記録から申立期間①直後の昭和42年11月から43年3月までの保険料が過年度納付されていることが推認できること、ii)申立人が申立人の保険料を納付したとするその養母は、昭和42年度の保険料が納

付済みであること、iii)申立人の年金記録のうち、それまで、国民年金加入期間であった昭和39年8月から42年7月までの期間については、平成20年5月7日に厚生年金保険被保険者期間に記録訂正されていることを考慮すると、申立人の養母が申立期間①の保険料を過年度納付したと考えるのも不自然ではない。

以上のことから、申立期間①を含む昭和42年4月から同年10月までの保険料は納付していたものとするのが自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付はその養母が行ったとしているところ、申立人の所持する年金手帳から、申立人は、昭和47年6月21日付けで強制加入から任意加入への種別変更手続を行っていることが確認できる上、申立人に係る改製原戸籍から同日付けで婚姻届が提出されていることが確認できることから、申立人の養母は国民年金制度に対する理解が深かったことがうかがえる。

また、申立期間②直前の期間は保険料が納付済みである上、当該種別変更時点においては、申立期間②のうち昭和46年4月から47年5月までの強制加入期間の保険料は、現年度及び過年度納付が可能であること、任意加入手続を行ったにもかかわらず保険料納付しなかったと考え難いこと及び社会保険事務所の記録から、申立期間②直後の49年4月から53年3月までの任意加入期間の保険料が納付されていることが確認できることを考慮すると国民年金制度に理解の深い申立人の養母が申立期間②の保険料を納付したと考えるのも不自然ではない。

- 3 申立期間③について、申立人の所持する年金手帳から、申立人は、昭和53年4月28日付けで国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立期間③は、任意未加入期間として、納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと推認できる。

また、申立人は、自身で保険料納付を行った記憶が無く、申立人が申立期間③の保険料納付を行ったとするその養母も、既に亡くなっていることから、納付状況が不明である上、申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和42年4月から同年7月までは厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月から49年2月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から46年1月まで  
② 昭和47年1月から49年2月まで  
③ 昭和49年7月  
④ 昭和51年2月から52年1月まで

社会保険庁から「ねんきん特別便」が来たことを契機に、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間が未納期間であることを知った。

当時、A市から国民年金保険料の納付書が送られて来て、一括して納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月ごろ職権適用により払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間②の保険料を現年度及び過年度納付することが可能である。

また、申立人はどこの会社であるかは忘れたが、その会社を退職した際、送付された納付書により保険料をまとめて納付した記憶があり、その金額は万円単位であったとしているところ、A市が昭和49年4月5日付けで発行した「市報A」において、当時の同市では、国民年金の職権適用者に対して、現年度（昭和48年度）分と過年度（昭和47年度）分の納付書を被保険者あてに送付した旨の記載が確認できる上、申立人がまとめて納付したとする金額は、仮にこの時点において、申立期間②の保険料を現年度及び過年度納付

した場合の保険料総額とほぼ一致するなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

2 申立期間③について、1か月と短期間である上、社会保険事務所保管の特殊台帳により、申立人の昭和50年4月から同年6月までの保険料が51年5月6日に過誤納のため還付されていることが確認できるが、この時点において申立期間③の保険料が未納であることが判明していれば本来、当該還付金は、当該期間に充当されるはずであることを考慮すると、申立期間③の保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

3 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点（昭和49年3月ごろ）では、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人はまとめて保険料を納付したとする記憶は1回だけであると証言しており、納付したと記憶する保険料額も、仮に特例納付により申立期間①の保険料を納付したとする場合の保険料総額とは大きく乖離<sup>かいり</sup>するなど、特例納付をうかがわせる事情が見当たらない。

4 申立期間④について、申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和49年8月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、52年4月21日に国民年金に再加入（社会保険庁のオンライン記録では平成19年4月12日付けで、昭和52年4月29日に記録訂正）していることが確認でき、A市役所及び社会保険事務所の記録も一致していることから、申立期間④は未加入期間であり、納付書は発行されず、保険料の納付ができなかったものと推認できる。

5 申立期間①及び④について、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、いずれの申立期間においても、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和47年1月から同年8月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年7月から47年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、20歳前の昭和45年2月ごろにA市から帰郷し、家業（生花店）を手伝っていたが、私の国民年金については、姉から、「婦人会の役員が自宅に集金に来ていて、母が対応していたのを見たことがあるので、当時同居していた家族の国民年金の加入手続と保険料の納付は母がすべて行ってくれたのではないか。」と聞いている。

同居していた姉たちの保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人を含む当時の同居家族に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申立人の姉が証言するその母は、自身の5年年金の保険料をすべて納付している上、婚姻後に同居した申立人の長兄夫婦を含め、当時同居していた申立人の姉二人の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の母の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人と同様に上京し、帰郷後家業を手伝うようになった申立人の双子の妹は、帰郷後間もなくの昭和46年9月に国民年金の加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人についても、帰郷後間もなくにその母が加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の長兄夫婦及び二人の姉（三女及び四女）が所持しているB市役所作成の国民年金保険料収納カードから、昭和41年1月から46年3月までの保険料はすべて同一日に納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった申立人の母が申立人の保険料のみ納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び 41 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月まで  
② 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで  
③ 昭和 41 年 3 月

「ねんきん特別便」が届いたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの期間及び 41 年 3 月が未加入に、39 年 7 月から 40 年 3 月までの期間が未納となっていることが分かった。

私は、昭和 35 年 6 月に結婚し、結婚当初は夫は A 県 B 町に、私は C 村（現在は、D 市 E 区）の実家に別々に住んでいた。国民年金制度が始まったころに私自身で国民年金加入手続きを行い、保険料は F 公会堂に役場職員が来て集金する日が決まっていたので同公会堂において納付した。子供が生まれ A 県に転居し、転居先の社会保険事務所に行ったところ C 村で発行された国民年金手帳を取り上げられ新しい国民年金手帳を渡された。

申立期間の保険料を納付したので、納付記録が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、D 市役所保管の C 村役場（当時）作成の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁保管の特殊台帳により、昭和 41 年 4 月及び同年 5 月の過誤納保険料を同年 9 月 27 日に還付したことが確認できるが、この時点において申立期間②の保険料が未納であれば、制度上、申立期間②に充当されるべきであるにもかかわらず充当された形跡が見当たらないことから、この時点において、申立期間②の保険料が納付されていたとしても不

自然ではない。

- 2 申立期間③については、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄及びD市役所が保管するC村役場(当時)作成の国民年金被保険者名簿により、申立人は申立期間③の保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄では、申立期間の保険料を昭和41年3月31日に納付したこととなっており、保険料を納付しておきながら同日付けで被保険者資格喪失の届出を行うのは不自然であり、申立人も、同年3月31日に被保険者資格喪失の届出を行った記憶は無いとしている上、社会保険事務所の記録により、申立期間直後の同年4月及び同年5月の保険料が同年9月27日に還付されていることが確認できることから、申立人は、厚生年金保険に加入した同年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したと考えるのが相当である。

以上のことから、申立人が、昭和41年3月31日に国民年金被保険者資格を喪失したとする記録は、何らかの行政側の錯誤によるものとするのが自然である。

- 3 申立期間①について、申立人は国民年金制度発足時に加入手続を行ったとしているが、申立人の所持する国民年金手帳(昭和37年9月、A県発行)及びD市役所の保管するC村役場(当時)作成の国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和37年7月1日を資格取得日として国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳には同年7月ごろに転居した後の住所が住所欄の一番先頭に記載されていることから申立期間①は任意の未加入期間であり、制度上、保険料の納付はできなかったものと推認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間②及び③の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から同年7月までの期間及び同年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月及び同年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に、国民年金保険料を照会したところ、昭和48年5月から同年9月までの期間は還付済であり、48年10月から49年3月までの期間については、還付している記録が無いことから後日還付請求書を送付する旨の回答を受け取った。

私は、昭和48年4月に結婚し、49年3月までの1年間はA町（現在は、B市C区）にあるアパートに住んでおり、女性が国民年金保険料を集金に来たときに渡していた。

昭和48年4月から49年3月までの期間については、同年4月に転居した後に交付されたD村役場発行の国民年金保険料領収カードに㊦の印が押しあてられているにもかかわらず、社会保険事務所によれば、48年5月から同年9月までの保険料については、49年4月22日に国民年金保険料2,638円還付したとの記録になっていると回答しているが受け取った覚えはないので、厚生年金保険と重複している期間は還付して欲しい。また、そのほかの申立期間については、納付していたので国民年金の納付記録に認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するD村役場発行の国民年金保険料領収カードには、昭和48年4月から49年3月までの期間に㊦の印が押しあてられていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者資格は昭和 48 年 5 月 1 日に喪失した記録となっているが、当該年月日は申立人の婚姻日ではなく、かつ、申立人に同資格の喪失手続を行った記憶は無い上、保険料を納付しながらその後、同資格を喪失しているのは不自然であること、及び申立期間の前後の同資格が強制になっていることから考え併せると、申立人の同資格は申立期間当時、強制被保険者と認識されており、申立人は申立期間の保険料を納付し続けていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所保管の特殊台帳には、「前納 47.10～48.9 まで 6440(47.10.1)」及び「還付 48.5～48.9 まで 2638 円(49.4.22)」の記載とともに、当該還付決定日が昭和 49 年 4 月 22 日であることが確認できるが、当該還付金額は 48 年 5 月から同年 9 月までの保険料を還付した場合の金額と一致しないなど、行政側の事務処理が適正に行われなかった状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 48 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 10 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、48 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年9月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和61年4月から63年9月までの納付事実が確認できず、申請免除記録になっているとの回答を受け取った。

私は、国民年金に加入して以降、保険料はすべて納付しており、申立期間の保険料も長男が納付してくれたのに、申立期間が申請免除とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその長男は、申請免除期間(平成13年5月から14年9月まで)を除き、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の長男の妻も婚姻以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及びその長男の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人に係る納付記録については、社会保険事務所保管の特殊台帳では、昭和40年10月から59年9月までの保険料が前納されていることが確認できるにもかかわらず、A市役所保管のB市役所(当時)作成の被保険者名簿(電算)の納付記録では55年10月から61年3月までの保険料が前納と記録されている上、社会保険庁のオンライン記録では58年4月から61年3月までの保険料が前納と記録されているなど、これら3つの納付記録の間に齟齬がみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

さらに、申立人の長男は、申立期間当時の生活状況に大きな変化はなく、申請免除期間の時効到来直前に送付される追納勧奨状を受け取ったことはない

としている上、社会保険庁の記録により、申立人及びその長男夫妻は、保険料を同一日に納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人の長男が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年7月は2万2,000円、同年8月から同年12月までの期間は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月16日から44年1月1日まで

「ねんきん特別便」に厚生年金保険の未加入期間があったので、社会保険事務所に照会したところ、申立期間は厚生年金保険に加入していないとの回答を受け取った。

A社C店に昭和43年12月31日まで勤めていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社C店のD係として勤務していたと主張しているところ、当時同店に勤務していたと申立人が記憶する同僚3人は、申立人と同様の勤務形態及び業務内容等であったと証言している上、社会保険庁のオンライン記録から、いずれの同僚も厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記の同僚3人は、当時、申立人と同様にA社C店のD係として勤務し、申立人の勤務形態及び業務内容に変化は無かったと証言している上、このうち、申立人と同じアパートに居住していたとする同僚の一人は、昭和43年11月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していると

ころ、「申立人は、私より後に退職した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、引き続きA社C店に勤務し、勤務期間中は、厚生年金保険加入対象者として取り扱われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚のA社における社会保険庁のオンライン記録から、昭和43年7月は2万2,000円、同年8月から同年12月までの期間は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和43年7月16日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年12月までの保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から39年1月1日まで  
社会保険庁から郵送された「ねんきん特別便」の厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことが判明した。

申立期間は、A社に勤務しており、その後、系列会社のB社に異動し、勤務期間の空白は無く、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていた。

このため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社及びB社の被保険者原票の記録から、申立人は、A社において、昭和37年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年12月1日に同資格を喪失し、39年1月1日にB社において再度、同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、当時の同僚（複数）は、申立人は採用時からA社C営業所に勤務し、申立期間も引き続き勤務していたと証言している。

また、上記同僚はいずれも、当時A社の社員全員は関連会社であるD社又はB社に継続雇用され、厚生年金保険にも加入していたとしており、事実、社会保険事務所の記録から、申立人の記憶する同僚7人はいずれも、A社での厚生

年金保険被保険者資格喪失日と同日付けでD社又はB社において同資格を取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和39年1月1日からB社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてはA社に勤務し、厚生年金保険加入対象者として取り扱われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年10月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和36年1月26日、資格喪失日は、39年2月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年1月から同年9月までの期間は1万2,000円、36年10月から37年4月までの期間及び同年10月から38年4月までの期間は1万4,000円、37年5月から同年9月までの期間は1万8,000円、38年5月から39年1月までの期間は2万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から39年10月1日まで  
社会保険庁から郵送された「ねんきん特別便」の厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について記録が無いことが判明した。

申立期間は、A社に勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていた。

このため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の氏名及び生年月日は、戸籍では「B氏、昭和9年\*月\*日」となっているものの、申立人は、昭和41年に婚姻するまでの間、様々な届出に当たっては「E氏、昭和9年\*月\*日」と記載していたと申し立てており、事実、A社とは異なる事業所における厚生年金保険被保険者名簿では申立てのとおりの記載が確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に申立人がA社において厚生年金保険に加入していたことは確認できないものの、社会保険事務所が

保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が当時使用していたとする氏名と類似している「G氏」が被保険者として記載され、その生年月日は「昭和9年\*月\*日」と記載されており、当該被保険者は、同社において、昭和36年1月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年2月25日に喪失していることが確認できる。また、申立人及び同社に申立人とともに勤務していたその妻は、申立期間において、同社には申立人と同一の姓の者はほかにいなかったと証言している。

加えて、「G氏」の上記の厚生年金保険被保険者記録に係る厚生年金保険被保険者の記号番号は、基礎年金番号に統合されておらず、現在、当該年金記録は、該当者がいない未統合記録となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の「G氏」の未統合記録は申立人の記録であると考えられることから、事業主は、申立人が昭和36年1月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年2月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和36年1月から同年9月までの期間は1万2,000円、36年10月から37年4月までの期間及び同年10月から38年4月までの期間は1万4,000円、37年5月から同年9月までの期間は1万8,000円、38年5月から39年1月までの期間は2万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和35年5月1日から36年1月25日までの期間及び39年2月26日から同年10月1日までの期間については、申立人の勤務期間及び保険料控除等に係る記憶が曖昧である上、当該事業所も関係帳簿類が残存しておらず、当時の状況は不明としているなど、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和19年4月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和20年9月6日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月16日から同年5月1日まで  
② 昭和20年9月6日から同年10月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及び②が厚生年金保険加入期間となっていないことが分かった。

このため、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D社（申立期間①当時は、A社）の人事記録及び同僚の証言から、申立人が昭和19年4月16日からA社B支店に養成員として入社し継続して勤務していたことが認められる。

さらに、事業主は、「養成所入所期間においても厚生年金保険に加入しており、年度によって取扱いを変えたことはない。」と回答している上、「申立人については、申立期間は正社員として勤務し、毎月の給与から前月分の厚生年金保険料を控除していたものと推察する。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和19年5月の社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から30円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同一日にA社B支店に入社し、上記養成所に入所したと証言する同僚4人は、社会保険庁のオンライン記録により、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得日が、昭和19年5月1日となっていることが確認できるが、仮に事業主が、入社日をもって厚生年金保険の資格取得日として届け出た場合、社会保険事務所がこれらすべての従業員の資格取得日を5月1日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る19年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社の人事記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年9月6日にA社E営業所から同社C営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和20年10月の社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同一日にE営業所から他の営業所に転勤したと証言する同僚5人は、社会保険庁のオンライン記録により、いずれも申立人と同様、昭和20年9月6日から同年10月1日までの厚生年金加入記録が無いことが確認できるが、仮に各営業所が転勤日をもって厚生年金保険の資格取得日として届け出た場合、社会保険事務所がこれらすべての従業員の資格取得日を同年10月1日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る20年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和38年8月は1万4,000円、同年9月及び同年10月は1万8,000円、同年11月は1万6,000円、同年12月及び39年1月は2万4,000円、同年2月及び同年3月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月29日から39年4月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取ったところ、A社に8年間継続して勤務していた記録がとぎれていたため、社会保険事務所へ問い合わせたが、申立期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

入社以来、休んだことが無いのに、8か月間も空白になっていた。申立期間も厚生年金保険料が控除されており、同僚が所持している申立期間に係る給与明細書には厚生年金保険料の控除が記録されている。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において勤務形態及び業務内容に変更は無く、継続してA社に勤務していたものと認められる。

また、上記同僚のうちの一人は、「申立人とは、売り場で一緒に勤務していた。申立人は、途中で一度も辞めたことがない。」と証言しており、その同僚が所持している申立期間の給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間の厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書及び複数の同僚の社会保険庁のオンライン記録から、昭和 38 年 8 月は 1 万 4,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 1 万 8,000 円、同年 11 月は 1 万 6,000 円、同年 12 月及び 39 年 1 月は 2 万 4,000 円、同年 2 月及び同年 3 月は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間直前の昭和 38 年 8 月 29 日までは厚生年金保険の適用事業所となっていたが、その後は、申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人及びその同僚は「申立期間中も引き続き同事業所で仕事を続けていた。」と証言しており、また、適用事業所ではなくなった日に、従業員 16 人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、A社は申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和29年5月1日）及び資格取得日（昭和31年3月1日）に係る記録を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を、昭和29年5月から同年9月までは4,000円、同年10月から30年9月までは5,000円、同年10月から31年2月までは6,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和34年11月5日）及び資格取得日（昭和34年12月19日）に係る記録を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、いずれの事業主も、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から31年3月1日まで  
② 昭和34年11月5日から同年12月19日まで

「ねんきん特別便」が送られてきたので、厚生年金保険加入記録を確認したところ、申立期間①及び②の厚生年金加入記録が漏れていることが判明した。

申立期間①について、昭和27年4月にA社に入社してから32年9月に退職するまで、継続して勤務していた。

申立期間②について、昭和34年2月にC社に入社してから37年8月に退職するまで継続して勤務し、製造業務に従事していた。

このため、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚及び申立人が記憶している同僚3人の証言から、申立人が申立期間①において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間①当時、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶している3人の同僚はいずれも、申立人と同様の業務内容であったと証言している上、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①当時、厚生年金保険加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に引き続き勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚のA社における申立期間①前後の社会保険事務所の記録から、昭和29年5月から同年9月までは4,000円、同年10月から30年9月までは5,000円、同年10月から31年2月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月から31年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②当時、C社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間②において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は申立期間②当時、C社に勤務し、製造業務に従事していたと申し立てているところ、上記同僚を含む4人の同僚は、申立人と同様の業務に従事し、その業務内容に変更は無かったと証言している上、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②当時、厚生年金保険加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてC社に引き続き勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和34年10月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、事業主が届け出た平成5年8月から7年5月までの期間に係る標準報酬月額は、14万2,000円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月13日から7年6月27日まで

社会保険事務所の職員が来訪し、A社に係る私の標準報酬月額が、<sup>そきゅう</sup>遡及して9万2,000円に減額訂正されていると説明を受けた。

当時、給与が減額された記憶は無いし、そもそも標準報酬は14万2,000円ということではなく、30万円くらいであったはずである。

申立期間当時、標準報酬月額30万円に相当する保険料を給与から控除されていたと思うので標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における平成5年8月から7年5月までの標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年6月27日の翌日の同年6月28日付けで、14万2,000円から9万2,000円にさかのぼって引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の現在の事業主は、「社会保険手続等はすべて先代の社長である自分の父親が行っていた。社会保険事務所から滞納保険料の納付の督促を受けたものの、資金繰りが厳しく、全従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させた際に、標準報酬月額が減額訂正された事実は認識しているが、どの従業員がその対象になったかは分からない。」と証言している上、申立人と同様に、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理が行われている現事業主の母も、「先代の社長から、会社の業況が悪いため、将来の年金額にも影響すると言われた覚えがある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間のうちの平成5年8月から7年5月までの標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14万2,000円に訂正することが必要と認められる。

2 事業主が申立人に手交した「給料・在籍証明書」では、平成元年3月13日から7年6月27日までの期間について、A社から月額30万円の給与が申立人に支払われ、厚生年金保険料を事業主が給与から控除していた旨記載されており、同社の現在の事業主も、「申立人は、採用時、我が社が行っている事業を遂行するための、必要な資格や能力をすべて兼ね備えていた。絶対的な戦力になるという期待を込めて、社長と給与額を決めたことをはっきり覚えている。そして、30万円をずっと支給し続けてきた。」と証言している。

しかしながら、上記「給料・在籍証明書」には、厚生年金保険料控除額が具体的に記載されていない上、現在の事業主も給与支給額の根拠となる資料及び当時の保険料控除額が具体的に記載されている資料は残存していないと説明していることから、申立期間当時、申立人が事業主により給与から標準報酬月額30万円に相当する保険料を控除されていたことを推認することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、上記の標準報酬月額の決定及び改定は、新規資格取得届及び毎年行われる定時決定時あるいは随時改定時に行われたものであることが確認でき、事業主が、申立期間に係る上記の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たものであると推認できる。

このほか、申立人の申立期間における申立てどおりの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年3月までの期間、50年7月から55年3月までの期間及び56年4月から59年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から50年3月まで  
② 昭和50年7月から55年3月まで  
③ 昭和56年4月から59年1月まで

平成20年2月か3月ごろに、「ねんきん特別便」が送付されたのを契機に、社会保険事務所に照会したところ、各申立期間の保険料が未納であることが分かった。

A市からの国民年金加入の勧奨により昭和47年8月ごろ、私自身が加入手続きを行い、保険料もB金融機関で毎月納めていた。国民年金保険料は最優先で支払った覚えがあるので、未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和47年8月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は毎月B金融機関で納付していたと主張しているが、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は50年4月ごろ職権適用により払い出されていることが推認できるとともに、A市役所は、「国民年金保険料収納事務をB金融機関に委託したのは、平成14年4月からである。」と回答しているなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶が無く、過年度納付及び特例納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、C区（その後、D区に転居）に転居した後も、区役所から送付された納付書により、保険料を毎月近くの郵便局にお

いて納付したとしているが、一方で、転居時において、区役所窓口で、国民年金の住所変更手続を行った記憶は定かでないと主張するとともに、納付場所についてもその主張内容を変更するなど、申立内容に不自然さが見受けられる。

- 3 いずれの申立期間についても、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は昭和41年から国民年金に加入し、その何年か後に社会保険事務所から申立期間の未納分の保険料20万円を納付するようにと、2、3度連絡があったが大きな金額だったので納付することができなかった。更に60年ごろに、社会保険事務所の職員が4万円納付するように突然自宅を訪ねて来たところ、20万円が4万円で済むならと思い領収書と引き替えに現金を渡した。後日、改めて領収書が郵送された記憶があることから、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年ごろに社会保険事務所の職員が突然自宅を訪ねて来た時に、申立期間の保険料として4万円を領収書と引き替えに現金で納付したとするが、当該時期は第3回特例納付実施期間終了後であり、申立期間は時効により保険料の納付ができない。

また、申立人が、まとめて納付したとする保険料額4万円は、仮に申立人が申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく乖離<sup>かいり</sup>している上、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点(昭和41年10月28日)において、過年度納付が可能な昭和39年10月から41年3月までの保険料を納付したと仮定した場合の保険料額とも大きく乖離<sup>かいり</sup>しているなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年1月まで

「ねんきん特別便」が届き、記録が抜けている期間があったので社会保険事務所に調べてもらったところ、申立期間が国民年金の未加入期間であるとの回答を受け取った。

記憶は定かではないが、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料納付は自分で行ったと思う。申立期間当時にも役所から連絡があればきちんと手続をしていたと思う。申立期間には、役所から被保険者に加入の連絡をしていたかどうかも含めて調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、申立人は、国民年金手帳を受け取ったことは無く、所持した記憶もないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

会社を退職したので国民年金に加入するため、税務会計事務所に依頼して加入手続等を行い、その後保険料を納付してきたと思っている。特に、申立期間における妻の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納ということは考えられないし、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年10月にそれまで勤務していた会社を退職したため、税務会計事務所に依頼して国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が加入手続を依頼したとする税務会計事務所の所長は、「一般的に、国民年金や国民健康保険は個人的なことなので、聞かれた場合にアドバイスすることはあっても、加入手続等を行うことはないし、Aさんの国民年金の加入手続のために市役所に行った記憶もない。」と証言している上、B市役所からも、「番号払出歴なし」との回答があるなど、申立期間において申立人に係る国民年金の加入手続が行われた形跡がうかがえない。

また、氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人及びその妻の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月から29年9月まで (A事業所)  
② 昭和29年10月から30年3月まで (B社)  
③ 昭和30年10月から31年12月まで (C事業所)  
④ 昭和33年春から34年春まで (D事業所)  
⑤ 昭和34年春から36年春まで (E事業所)  
⑥ 昭和36年春から38年6月5日まで (F事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間について、被保険者記録が確認できないとの回答を受け取った。

いずれの申立期間においても正社員として勤務しており、申立期間③から⑥の同業種の企業では、給与明細書の厚生年金保険料控除欄が印刷されておらず、手書きで表示されていたことをはっきり記憶しており、保険料控除の事実があったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が主張する所在地において「A事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所を確認することができない上、他の所在地において適用事業所として確認できる同名の事業所は、いずれも適用事業所となったのは、申立期間よりも後の昭和33年4月1日以降である。

また、申立期間において、A事業所で一緒に勤務していたと申立人が記憶している同僚一人は、当該事業所には勤務していない(申立期間②の事業所において一緒に勤務していた。)と証言している。

さらに、申立人は事業主及び他の同僚の名前を記憶していない上、管轄

法務局にA事業所の商業登記簿を確認したが登記の事実を確認することができず、事業主等から証言が得られないことから、申立期間における当該事業所での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、上記同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、B社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、上記同僚は、自身及び申立人の同社での在籍期間の具体的記憶が無く、事業主及び他の同僚の名前を記憶していない上、当該同僚のB社における厚生年金保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人は事業主及び同僚の名前を記憶していない上、管轄法務局にB社の商業登記簿を確認したが登記の事実を確認することができず、事業主等から証言が得られないことから、申立期間における申立人の同社での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が記憶している同僚一人は、申立人がC事業所に勤務していたと証言しているが、勤務期間については記憶していない上、社会保険庁のオンライン記録から、当該同僚が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和33年7月1日であり、申立期間には別の事業所の被保険者となっていることが確認できる。

また、C事業所は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、元事業主からは調査への協力が得られない上、社会保険庁のオンライン記録から申立期間に同事業所における厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚一人は申立人を記憶しておらず、当時の当該事業所における厚生年金保険への加入に係る取扱いについて不明としていることから、申立期間③における申立人の当該事業所での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人が勤務していたとするD事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険庁のオンライン記録により昭和38年11月1日であることが確認できることから、申立期間④において同事業所は適用事業所ではない。

また、社会保険庁のオンライン記録によりD事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員二人は、申立人を記憶しておらず、このうち一人（事業主の子息の妻）は、昭和35年以前は家族のみの経営であったと証言し、ほかの一人は、当該事業所には男性の従業員はいなかったと証言している上、社会保険庁のオンライン記録で確認できる被保険者4人

もすべて女性であることから、申立人の当該事業所における勤務の事実を確認することができない。

一方、申立人がD事業所の別名であるとしているG事業所は、社会保険事務所の記録から、昭和30年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間④において同事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

また、G事業所の元事業主は連絡先不明で証言を得ることができず、申立人が記憶している同僚一人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるものの（昭和28年4月10日資格取得、29年6月2日資格喪失）、既に亡くなっていることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人が勤務していたと主張しているH社（E事業所の後継会社）は、申立人を雇用しておらず、申立人が当時の同僚で事業主の子息として挙げた人物を知らないと回答している上、申立人は、その妻も同事業所に勤務していたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録において申立人の妻は同事業所における厚生年金保険被保険者としての記録は無く、当該事業所とは別の事業所であるI事業所において、昭和33年7月1日に同資格を取得していることが確認できる。

また、I事業所の当時の事業主の子息は、「期間は覚えていないが、申立人は、I事業所に勤めていた。」と証言し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和31年に入社した。申立人は私が入社する以前から在籍していたが、その後1年もいなかった。」と証言していることから、申立人は、31年ごろに当該事業所に在籍していたことが推認できるものの、社会保険庁のオンライン記録から、その当時の当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、上記の当時の事業主の子息は、「申立期間⑤当時、I事業所の社会保険事務は、事業主が自ら行っていたが、事業主は既に亡くなっており、当時の書類も保管していない。」と証言していることから、申立期間⑤における申立人の当該事業所での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

- 6 申立期間⑥について、申立人が勤務していたと主張しているF事業所は、社会保険庁のオンライン記録から、厚生年金保険適用事業所として確認できない上、申立人は事業主及び同僚の名前も記憶しておらず、かつ、管轄法務局の商業登記簿においても登記の事実が無いことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚の被保険者記録から、「J事業所」が確認できることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、F事業所ではなくJ事業所に勤務していた可能性も推認できるが、当該事業所は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、元事業主からは証言の協力を得られない上、社会保険庁のオンライン記録で当該事業所で申立期間⑥当時に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者一人は、申立人について記憶が無いと証言していることから、当該事業所における申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

7 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社における昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日までの厚生年金保険加入期間が欠落していたので社会保険事務所に確認をしたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨の説明を受けた。

私は昭和 35 年に鉄工金型の製作所を立ち上げ、A社の代表取締役となった 38 年以来、当該事業所が解散した 49 年 12 月まで間断無く働いていた。社員は皆、厚生年金保険に加入しており、私の記録だけ一部抜けていることに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が解散するまで同社の代表取締役であったと申し立てている上、当時の複数の従業員の証言から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として在職していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、当該事業所は既に廃業していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立期間に係る社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 40 年 7 月 1 日の被保険者資格喪失時に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

なお、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて、申立人は、「当時、事務を担当していた父親と計理士が私の資格を勝手に喪失させた」と考

えられるのではないか。」と主張しているが、当時、事務の責任者であったと考えられる申立人の父及び業務委託先の計理士は既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 18 日から 58 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社で勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに気付いた。

申立期間当時、事業主の親族の葬儀に同僚と一緒にいったことを記憶しており、勤務したことに間違いは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA社は既に廃業している上、当時の事業主は亡くなっており、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚は、申立人を覚えていない旨証言していることから、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、A社の社会保険庁のオンライン記録には、申立期間において申立人の名前は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚については、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票に名前を確認することはできない。

加えて、申立人は申立期間当時、A社の事業主の親族の葬儀に同僚と一緒にいったと記憶しているので、勤務したことに間違いは無いと主張しているが、当時の複数の同僚はいずれも「そのような記憶は無い。」と証言している上、申立人が申立期間後の昭和58年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したB社の当時の事業主の子息が「申立人が勤務していた当時、私の祖父が亡くなった。」と証言しているなど、申立人の主張を裏付ける周辺事情が見当た

らない。このため、申立人が申立期間当時、別の会社に勤務した可能性も否定できないことから、C協会が保管する申立期間当時の会員名簿の縦覧調査を実施したものの、B社及びD社以外の他の会社の従事者欄において申立人の名前を確認することはできなかった。

このほか、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年から 43 年まで (A社)  
② 昭和 39 年から 43 年まで (B社)  
③ 昭和 39 年から 43 年まで (C社)  
④ 昭和 39 年から 43 年まで (D社)

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

昭和 39 年から 43 年までの間に 4 つの事業所 (A社、B社、C社及びD社) に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「叔父の紹介で、A社に勤務し、E社F工場の敷地内で作業に従事していたが、同社に在籍していた当時、G市H地にあったI社に出向したこともあった。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の叔父は、I社及びJ社において厚生年金保険被保険者資格を取得している上、J社の商業登記簿謄本から、同社はG市H地に本店を置き、E社を依頼主とする事業を目的としていることが確認できる。

また、J社において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得している人物は、「J社はI社から分かれてできた会社で、E社の下請の仕事をしており、申立人は同社の現場で作業をしていた。」と証言している。

以上のことから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社ではなくJ社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、J社は、既に厚生

年金保険の適用事業所でなくなっており、また、事業主及び申立人の叔父も既に亡くなっている上、申立人の同社での在籍を証言した同僚は、申立人の厚生年金保険加入の有無について不明と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、「義兄の紹介で、B社に勤務し、K県L市において、台風の災害復興事業に従事した。」と主張しているが、B社は、「申立人が当社に在籍し、厚生年金保険被保険者資格を取得していた事実は確認できない。」と回答している上、申立人の義兄は既に亡くなっており、社会保険庁のオンライン記録において、台風上陸時から申立期間②にかけて同社M支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる者3人は、いずれも申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の申立期間②における同社での勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人が、申立期間後の昭和45年8月1日から47年11月13日までの期間、厚生年金保険に加入しているN社O工場に入社する際に提出した履歴書の記載内容から、申立人は、申立期間当時、C社に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、C社は、「当時の資料が無く、また、当時の事情を知っている者も在籍していないことから、申立人が当社に在籍していた事実及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している上、申立期間③当時、同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している3人は、いずれも申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の申立期間③における同社での勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

4 申立期間④について、申立人は、「兄の紹介で、D社に勤務し、地震で被害を受けた施設の復旧事業に従事した。」と主張しているところ、同施設は、昭和39年11月末に復旧したと記録されている上、D社は、「当時の人事関係資料が残存していないので、申立人の当社での在籍については確認できないが、申立人が当時の事業現場を知っているため、事業に従事していたことはあり得る。」と回答していることから、申立人は、申立期間④当時、同社又は同社の下請事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社は、「当時の賃金等に関する資料は残存していないので、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人の兄は既に亡くなっており、社会保険庁のオンライン記録で申立期間④当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる者4人

は、いずれも申立人を記憶していないと証言していることから、申立人の申立期間④における同社での勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、D社は、申立期間④当時、多くの下請事業所に事業を発注していたとしていることから、仮に申立人が下請事業所の従業員であったとしても、当該事業所を特定することはできない。

- 5 申立人は、いずれの申立期間についても、申立事業所ごとの勤務期間及び厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで

年金相談に行った際、私と同様に町の保育園の調理を行っていた知人に、臨時職員として働いた時期の厚生年金保険加入記録があることが分かった。そこで、自分の厚生年金保険の記録を調べたところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明したが、納得がいかない。

私は、申立期間にA町立B小学校（現在は、C市立B小学校）で臨時職員の調理員として働いていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA町教育委員会の辞令から、申立人が、申立期間にA町立B小学校に臨時調理員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、申立人が勤務していたA町立B小学校は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことに加え、同小学校を統轄するA町教育委員会も、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C市役所は、申立期間当時、「保育園の臨時調理員は社会保険に加入させたが、小中学校の臨時調理員は社会保険に加入させなかったと思う。」と回答しているところ、事実、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同時期に臨時調理員だった4人は、いずれも、保育園に勤務した期間のみA町役場において、厚生年金保険に加入していることが確認できる。このことから、申立期間当時、臨時調理員として小学校に勤務していた申立人は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA町役場の健康保険厚生年金保険被保険

者原票に申立人の名前を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 41 年 8 月 10 日まで

平成 19 年に社会保険事務所で年金記録を確認した際に、脱退手当金を受給していると言われたが、もらった記憶が無い。今回、「ねんきん特別便」を受け取ったが、同じく A 社の勤務期間について脱退手当金が支給された期間とされていたので、再度、20 年 8 月に厚生年金保険の期間照会をし、今回、申立てをすることにした。

家族が病気のため、B 県にあった A 社を退職することになったが、退職後も他の所へ勤める気持ちもあり、勤めた年数により厚生年金を受けられるものと考えていた。

脱退手当金については知識が無く、請求した覚えも受け取った覚えも無いのにもかかわらず、脱退手当金を受け取ったことになっているのは、納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 社の厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 10 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の勤務していた A 社において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 8 月の前後 3 年以内に同資格を喪失した脱退手当金受給資格者（女性）7 人の記録を確認したところ、5 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 4 人がいずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、連絡先の把握できた脱退手当金の支給記録がある 3 人は、いずれ

も脱退手当金を受給したことを認めており、そのうち2人は、請求手続を事業所で代行してもらった旨証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 4 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」により、A事業所における昭和 38 年 3 月 4 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A事業所は、昭和 33 年から 35 年ごろに社会保険の適用事業所になったと聞いており、保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、非正規職員（臨時職員）としての在職証明書がある。A事業所は公的機関であることから、社会保険の適用事業所であれば、当然に厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する職員名簿及び同事業所による在籍証明書から、申立人が申立期間において同事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 38 年 3 月に高校を卒業した後、臨時職員としてA事業所に勤務中に同事業所の採用試験を受け、同年 6 月 1 日に職員として同事業所に採用されたとしているところ、同事業所の同僚一人は、同年 4 月から臨時職員として勤務し、その勤務期間中に同事業所の採用試験を受け、申立人と同様に、同年 6 月 1 日に同事業所に採用されたと言っているが、当該同僚についても、社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

また、A事業所は、申立期間当時において、臨時職員の厚生年金保険加入の取扱いに関する規程が存在していたかどうかについては不明と回答しているところ、申立期間内に同事業所において厚生年金保険に加入している別の同僚は、当初から半年間の臨時職員として同事業所に勤務し、その後、正職

員にはならなかったと証言している。

以上のことから、申立期間当時、A事業所では、新卒で同事業所の採用試験を受験する予定の臨時職員については、厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかった形跡がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、A事業所は、職員名簿の他は当時の資料は残存しておらず、申立期間における厚生年金保険料控除の有無等については不明と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から同年 7 月 25 日ごろまで

「ねんきん特別便」を受け取ったところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

私は、申立期間にA社で営業の仕事をしており、社会保険に加入する条件で入社し、健康保険証を受け取った記憶や、給与から厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていた記憶もある。

同じ条件で入社した同僚に加入記録があるのに、私の記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主及び当時の事務担当職員は、「当時は入社してから3か月ないし4か月は試用期間として、健康保険及び厚生年金保険に加入させていなかったのので、申立人についても厚生年金保険に加入させてはいなかったはずである。」と回答している上、申立期間前後に加入記録のある複数の同僚も、「入社時から数か月は、試用期間として健康保険及び厚生年金保険には加入してはいなかった。」と証言していることから、申立人の申立期間については、試用期間として、厚生年金保険の加入手続が行われていなかったと推認できる。

また、事業主は、「申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除については、関連資料を処分しており不明である。」と回答していることから、申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

なお、申立人は、自身と同条件で入社した同僚に厚生年金保険の加入記録が

あるとしているが、上記の事務担当職員は、当該同僚は有資格者として特例的に入社時から厚生年金保険に加入させており、業務内容についても、申立人と異なっていた旨証言している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 10 月 5 日まで  
② 昭和 18 年 1 月 12 日から 20 年 12 月 24 日まで  
③ 昭和 23 年 5 月 13 日から 24 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 27 年 9 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで  
⑤ 昭和 29 年 8 月 1 日から 31 年 1 月 10 日まで  
⑥ 昭和 31 年 10 月 10 日から 33 年 4 月 1 日まで

申立期間①から⑥について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受け取った。

私は、昭和 16 年から 33 年 3 月末まで、A 財閥グループの B 氏が率いる各会社に勤務し、そのほとんどの期間について厚生年金保険に加入していたと思う。

勤務した会社は、申立期間①は、C 社、同社 D 事業所又は E 社 F 事業所、申立期間②は、G 社 H 支店、申立期間③は、I 社 J 事業所、K 事業所、L 社又は M 社、申立期間④は、I 社、N 事業所、L 社又は M 社、申立期間⑤は、申立期間④に勤務した会社又は O 社、申立期間⑥は、申立期間⑤に勤務した会社と同じである。

勤務期間及び勤務した会社について十分に記憶していないが、当時は、勤務していた会社とは別に、他の会社で厚生年金保険の加入記録がある場合があるので、関連会社と同僚等の記録を全て調査して、私の厚生年金保険の記録の有無を確認してほしい。また、給料明細書等の資料は無いが、申立期間①から⑥を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する C 社の当時の上司二人は連絡先が

不明のため、照会することができない上、同社が厚生年金保険適用事業所となったのは社会保険庁のオンライン記録により昭和 25 年 8 月 1 日であり、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できるとともに、同社は、34 年 9 月 1 日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間①における同社での勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することができない。

また、C社D事業所は、申立期間①当時、厚生年金保険適用事業所であったが、社会保険庁のオンライン記録において申立人の記録は無い上、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、当該事業所は、昭和 24 年 3 月 30 日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間①における同事業所での勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することができない。

さらに、E社F事業所は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険適用事業所であることが確認できず、申立人は当時の同僚について記憶していないことから、申立人の申立期間①における同事業所での勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することができない。

加えて、申立人が勤務していたとする事業所に類似する 5 事業所（G社、同社P事業所、Q社R事業所、同社S事業所及びT社U支店）についても調査を行ったが、社会保険庁のオンライン記録において、2 事業所（G社及び同社P事業所）については厚生年金保険適用事業所であることが確認できず、ほかの 3 事業所については適用事業所ではあるが申立人の記録は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするG社は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険適用事業所として確認できない上、申立人が記憶する同社H支店における同僚二人は、いずれも申立期間②当時に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できず、死亡等により照会することもできないことから、申立人の申立期間②における同事業所での勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人が勤務していたとする I 社 J 事業所、K 事業所、L 社及びM社は、社会保険庁のオンライン記録では、このうち I 社 J 事業所及びK 事業所は厚生年金保険適用事業所として確認できず、L 社及びM社は、いずれも申立期間③よりも後に適用事業所となっていることが確認できる。

また、名称が類似しているV事業所が社会保険庁のオンライン記録において、昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できるが、申立期間③においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している申立期間③当時の同僚3人のうち2人は申立期間において厚生年金保険被保険者記録は無く、申立期間後に別の事業所で被保険者資格を取得しており、ほかの1人は被保険者としての記録が確認できない上、3人とも既に亡くなっていることから、申立人の申立期間③における上記事業所での勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することができない。

4 申立期間④から⑥について、申立人が勤務していたとするI社は、申立期間④から⑥より前の昭和27年9月1日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっている上、社会保険庁のオンライン記録から同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる4人は、連絡先が不明であることから、証言を得ることができない。

また、申立期間④から⑥について、申立人が勤務していたとするN事業所は、社会保険庁のオンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

さらに、申立期間④から⑥について、申立人が勤務していたとするM社に係る社会保険庁のオンライン記録から同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる5人は、既に亡くなっているか又は連絡先が不明であることから、証言を得ることができない。

加えて、申立期間④から⑥について、申立人が勤務していたとするL社に係る社会保険庁のオンライン記録から同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる9人は、既に亡くなっているか又は連絡先が不明であることから、証言を得ることができない。

また、L社W事業所（名称変更前は、I社X事業所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚二人の氏名は確認できるものの、申立人については、事業主欄にその氏名が記載されているが、被保険者氏名欄における記載は確認できない上、上記被保険者名簿において、申立人の前任の事業主も被保険者氏名欄に記載されていないことから、当時、当該事業所では、事業主については厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかった形跡がうかがえる。

さらに、申立期間⑤及び⑥について、申立人が勤務していたとするM社に係る社会保険庁のオンライン記録から同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる10人のうち連絡の取れた1人は申立人を記憶しておらず、ほかの9人は、既に亡くなっているか又は連絡先が不明であることから、証言を得ることができない。

5 申立期間①から⑥において申立人が勤務していたとしている、かつて厚生年金保険適用事業所であった事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿

には、いずれの申立期間においても申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 727 (事案 309 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から23年5月29日まで

昭和21年9月1日から23年5月29日までのA社B工場での厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、脱退手当金を支給しているため年金額の計算に算入されない旨の通知を受けたが、脱退手当金を受け取った覚えが無いので納得できない。

最初の申立ては認められなかったが、当時の住込勤務の証明書等を提出するので、再調査を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①A社B工場における申立人と同時期に退職した脱退手当金受給資格者(女性)80人のうち、脱退手当金の支給記録のある35人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、②申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年6月12日に支給決定されている上、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、脱退手当金を受給していないとする新たな資料として、申立人が申立期間直後に住み込み勤務をしていたことをその当時の住込先及び住込先の近所の商店が証明する書類を提出したが、いずれの資料も、申立人が申立期間における脱退手当金を受給していないことを示すものとは

認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 15 日から 42 年 1 月 31 日まで  
平成 19 年に 60 歳となったので、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の記録は見当たらないとの回答を受け取った。  
当時、A 県 B 市所在の C 社（現在は、D 社）に勤務し、月々の給与から厚生年金保険料が控除されていた。  
このため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する C 社の従業員旅行の写真（昭和 41 年 5 月 8 日撮影）及び申立人の記憶する同僚の証言から、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に亡くなっており、D 社の事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る関連資料を保有しておらず、申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出の有無並びに保険料控除等の有無について不明である。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の名前は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録において、C 社における資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日であり、喪失日についても一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていた

ことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月13日まで  
② 昭和20年10月1日から21年6月まで

「ねんきん特別便」を見て、A社B工場における厚生年金保険加入期間が見当たらなかったことから、社会保険事務所に確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険加入期間となっていないことが分かった。

A社B工場には16歳で入社し、戦時中も仕事をしており、工作中に空襲で避難したこともあった。また、退職した時期は、昭和21年6月ごろなので、厚生年金保険加入期間を再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和19年10月1日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚が、「申立人と一緒に戦争中勤務していた。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間①において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社B工場において学徒動員により戦争中勤務し、昭和20年3月の卒業後も引き続き勤務していたと証言している同僚3人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ20年9月13日であることが確認できる上、A社B工場では、当該事業所が社会保険適用事業所となった19年8月1日に33人が被保険者資格を取得した以降、20年9月13日までの間に被保険者資格を取得した者は無く、同年9月13日に一斉に38人が被保険者資格を取得していることから、当該事業所においては、戦争中勤務していた者について、終戦を契機にまとめて厚生年金保険に加入させた形跡がうかがえる。

また、申立期間②について、申立人がA社B工場を一緒に退職したとする同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和20年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該同僚からは証言を得ることができず、ほかの同僚からも申立期間②において申立人が引き続き勤務していたとの証言を得ることができない上、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間②における申立人の当該事業所での勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 16 日から同年 12 月 8 日まで

「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

私は、平成 11 年 11 月 16 日にA社に採用され、社会保険の加入資格があったが、同社は部長の指示により意図的に社会保険の加入手続をしなかった。その後、突然解雇を言い渡され、その翌日退職した。

社会保険に加入することを条件に採用され、雇用契約書にも記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳によれば、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人が提出した雇用契約書には、入社当初から社会保険に加入する旨の記載があるものの、B社は、申立期間当時の就業規則等の資料は廃棄されており、詳細は不明であるが、厚生年金保険の資格取得届は提出していない旨回答している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間前後にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者 13 人の資格取得日とその処理日について調査したところ、資格取得日から約 1 か月前後に資格取得の処理が行われていることが確認できるところ、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、申立人は、同社に平成 11 年 11 月 16 日に採用された後、同年 12 月 7 日に離職していることが確認できることから、当該事業所が申立人に係る厚生年金保険の加入に係る届出を行う前に、申立人が退職したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。